

設 計 書

工事名	平成 29 年度 国土調査事業 地籍調査(上友生 I ④地区)D・EⅡ・FⅠ・FⅡ-1工程業務				
工種		受益面積	0.18 km ²	調査	平成 年 月 日 係
施工位置	伊賀市 上友生 地内				
工事費	(消費税及び地方消費税額)			設計	平成 年 月 日 係
代表者 住所氏名					
工 事 概 要				摘 要	
事業量: 0.18 km ² (周長 4.11Km) 測量方法: 測量方式(地上数値法)、精度(乙1)、縮尺(1/500) 現場状況: 傾斜度(中傾)、視通状況(山Ⅱ)、筆の形状(不整形) 調査前 筆数(58筆)、一筆平均面積(3,103m ²)					

事業費総括表		
費 目	金 額	摘 要
業務委託費		
地籍調査 (D・EⅡ・FⅠ・FⅡ-1工程)		伊賀市 上友生Ⅰ④ 地区 (0.18 km ²)

工 事 内 訳 書						
種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務委託費						
地籍調査 (直接事業費)						
	D工程	1	式			
	EⅡ工程	1	式			
	FⅠ・FⅡ-1工程	1	式			細部図根測量、一筆地測量
	打ち合わせ 及び交通費	1	式			
調査費計						
諸経費：諸経費率(%) =						
地籍調査事業価格						
消費税相当額						
合計						

工 事 内 訳 書

種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接事業費 (D工程)	地籍図根 多角測量	0.18	km ²			

工 事 内 訳 書						
種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接事業費 (E2工程)	一筆地調査	0.18	km ²			
	杭代 (4.5 × 4.5 × 450)		本			
	杭代 (7 × 7 × 600)		本			
	雑品費 (所用材料費の0.5%以内)	0.005				
計						

工 事 内 訳 書

種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接事業費 (FⅠ・FⅡ-1工程)	地籍細部測量 一筆地測量	0.18	km ²			

工 事 内 訳 書

種 別	細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
打ち合わせ経費 及び交通費	打ち合わせ費 (人件費のみ)	1	式			
	打合せ交通費	1	式			
	請負工程 (交通費)	1	式			
計						

旅費・交通費の算定

交通費 	交通費算定				
	名 称	交通費員数	単位	運転経費	金 額
	測量技師				
	測量技師補				
	測量助手				
	計上日数		日		

工 程	測量技師	測量技師補	測量助手	連 乗 計	調査面積		測量技師補	測量助手
D					0.18			
F I ・F II -1					0.18			
E1								
E2					0.18			
H3								
現場状況:傾斜度(中傾)、視通状況(山Ⅱ)、筆の形状(不整形)								

調査前 筆数(58筆)、一筆平均面積(3,103㎡)

3. 交通費(ライトバン運転経費)内訳			市歩掛システム DXB79345より			
項 目	名 称	算定式	数 量	単 位	単価	金 額
損 料	運転時間当	1500CC		時		
	供用日当り			日		
燃 料	ガソリン			リットル		
計						

4. 打合せ旅費交通費の算定

項 目	名 称	算定式	数 量	単 位	単 価	金 額
損 料	運転時間当	1500CC		時		
	供用日当り			日		
燃 料	ガソリン	2.6*1hr		リットル		
小 計						
計	小計×2回(着手と最終)					

材料費の算定

E2工程 材料費(杭代) 市町村境界なし)				杭代 ㍻	
名 称	規 格	員 数	単 位	単 価	金 額
市町村境界杭	10*10*70	---	本		---
筆界杭	4.5*4.5*45		本		
筆 界 基 準 杭	7*7*60		本		
雑品(所用材料費の0.5%以内)					
計					

杭本数計算書(市町村境界なし)				縮尺 1/500	
名 称	標準本数	γ F係数	δ F係数	調査面積	員 数
筆 界 杭				0.18	
筆界基準杭				0.18	
市町村境界杭	---			0.18	---

ハンドホール 材料費				ハンドホール ㍻	
名 称	規 格	員 数	単 位	単 価	金 額
C工程 図根三角	FC φ100		箇所		
D工程 図根多角	FC φ100		箇所		
雑品(所用材料費の0.5%以内)					
計					

ハンドホール 数量計算標					
名 称	区 分	標準本数	連乗算	調査面積	員 数
C工程	縮尺1／250, 1／500				

打合せ費(人件費のみ)				
名 称	着手時(人)	最終(人)	基準日額	金 額
測量技師				
測量技師補				
計				

工種別単価表D工程

縮尺 1／500 平坦地、農Ⅰ、不整形地

1km²当たり152点

直接作業費(km²)

円也

名称	規格	数量	単位	単価	金額	単価番号	備考
1. 直接人件費及び賃金							
測量主任技師			人				
測量技師			人				
測量技師補			人				
測量助手			人				
小計							①
直接作業員			人				
小計							②
2. 材料費							
プラスチック杭	4.5×4.5×45cm		本				
プラスチック杭	7×7×60cm		本				
雑品	材料費×0.5%	0.5	%				
小計							③
3. 機械経費							
トータルステーション	2級		台／日				
電子計算機	パソコン		台／日				
小計							④
雑器具	①～④×0.5%	0.5	%				
小計							⑤
4. 消耗品費							
消耗品費	①～⑤×5%	5	%				
小計							⑥
5. 精度管理費							
精度管理費	(①+②+④+⑤)	0.07					
小計							⑦
6. 安全費							
安全費	(①+②+③+④+⑤)	0.025					
小計							⑧
計							

工種別単価表EⅡ 工程

縮尺 1/250～5000 農地、林地、市町村境界調査なし
(代位登記なし)

直接作業費(km²)

円也

名称	規格	数量	単位	単価	金額	単価番号	備考
1. 直接人件費及び賃金							
測量技師			人				
測量技師補			人				
測量助手			人				
小計							
2. 消耗品費							
消耗品費	①×3%	3	%				
小計							⑥
3. 安全費							
安全費	①×0.025	0.025					
小計							⑧
傾)、視通状況(山Ⅱ)、筆の形状(不整形)							

調査前 筆数(58筆)、一筆平均面積(3,103m²)

工種別単価表F1・FⅡ-1工程

縮尺 1/500 平坦地、農Ⅰ、不整形地
1km²当たり244点

直接作業費(km²)

円也

名称	規格	数量	単位	単価	金額	単価番号	備考
1. 直接人件費及び賃金							
主任測量技師			人				
測量技師			人				
測量技師補			人				
測量助手			人				
小計							①
直接作業員			人				
小計							②
2. 材料費							
プラスチック杭	4.5×4.5×45cm		本				
雑品	材料費×0.5%	0.5	%				
小計							③
3. 機械経費							
トータルステーション	2級		台/日				
電子計算機	パソコン		台/時				
小計							④
雑器具	①～④×0.5%	0.5	%				
小計							⑤
4. 消耗品費							
消耗品費	①～⑤×5%	5	%				
小計							⑥
5. 精度管理費							
精度管理費	(①+②+④+⑤)	0.07					
小計							⑦
6. 安全費							
安全費	(①+②+③+④+⑤)	0.025					
小計							⑧
計							

伊賀市地籍調査委託業務共通仕様書

第1章 総則

(摘要範囲)

第1条 本仕様書は、伊賀市（以下「甲」という。）が国土調査法に基づき実施する地籍調査測量（地上数値法）作業に摘要する。

(法令等)

第2条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令に基づくものとする。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 基準点測量作業規程準則
- (4) 地籍調査作業規程準則及び同運用基準
- (5) 測量法
- (6) その他関係法令及び通達

(用語の定義)

第3条 本仕様書において用いる用語の定義は、次の各号による。

- (1) 監督員とは、主任監督職員及び監督職員を総称していう。
- (2) 指示とは、甲の発議により受託者（以下「乙」という。）に対し、監督員の所掌事務に関する方針・基準・計画などを示して実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、乙の発議により乙が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (4) 協議とは、甲乙対等の立場で合議することをいう。

(作業計画)

第4条 乙は、契約締結後10日以内に次の各号に掲げる事項を明らかにした作業計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでないが、その都度、監督員に報告しなければならない。

- (1) 作業場所
- (2) 作業の工程計画表
- (3) 作業班編成と作業分担及び責任者名
- (4) 打ち合わせ予定日及び主要な打ち合わせ事項
- (5) 選点計画及び配置計画

(6) その他必要な事項

- 2 現場代理人及び作業に従事する技術者は、測量法に定める測量士及び測量士補の有資格者とし、従事者名簿、調査作業員の経歴証明書（区分については詳細に記載）を提出するものとする。

(打ち合わせ)

第5条 乙は、作業を円滑に遂行するため、必要な事項についてその進捗状況を随時報告するほか、必要な段階ごとに監督員と十分に打ち合わせを行って作業の手戻りや遺漏の防止に努めなければならない。

なお、打ち合わせの時期等については、その都度、協議するものとする。

- 2 作業実施中に指示、承諾又は協議した重要な事項及び打ち合わせた内容は、別に定める打ち合わせ簿を2部作成し、甲乙確認のうえ各1部を保管するものとする。

(成果の貸与)

第6条 当該業務に使用する甲が保有する基準点の成果は、乙に貸与する。

(支給材料及び貸与品)

第7条 乙は、甲より受けた支給材料及び貸与品については、その使用状況を記録した帳簿を備えつけ、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、業務完了後速やかに、支給物品清算書を甲に提出しなければならない。

(使用機械)

第8条 本業務に使用する機械は、測量精度を十分保持し得るものとし、使用機械名を記載した書類及び検定証明書を甲に提出し承認を得るものとする。

(工程管理)

第9条 本業務における工程管理は、地籍調査事業工程管理及び検査規程に従い実施するものとし、完了時にその成果品を提出するものとする。

- 2 乙は、現場作業日誌を記録し、進捗状況等を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、主任技術者による工程ごとの自社点検を徹底させなければならない。

(紛争の回避)

第10条 乙は、業務実施にあたり、次の各号に掲げることに十分留意し、紛争の回避に努めなければならない。

- (1) 交通及び保安上問題が生じる恐れがある場合は、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上実施すること。

- (2) 業務従事中は、常に言動には十分注意し、無益な摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 業務従事中、事故等が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、速やかに甲に報告すること。

(土地の立入)

第 11 条 乙は、業務実施にあたり土地に立ち入る場合は、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があればこれを提示すること。また、あらかじめ地元自治会に周知するなどして、土地所有者等にその旨周知するよう努めること。

(土地の使用等)

第 12 条 植物、かき、さく等の伐採、土地又は工作物の一時使用については、土地所有者等の承認を得て行うこと。また、この際に生じた損失については、乙が補償するものとする。

(官公庁その他への手続き等)

第 13 条 乙は、業務実施のために必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きは、甲と協議の上、乙においてすみやかに行うこと。

2 乙は、関係官公庁、その他に対し、交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとする。

(一括再委託等の禁止)

第 14 条 乙は、業務の全部又は、仕様書において指定した主たる部分を第三者に委託してはならない。

2 乙は、前項に規定する以外の業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委託するときは、この限りでない。

(検査)

第 15 条 乙は、作業終了後、監督員が指示する帳票等を提出し検査を受けなければならない。

2 乙は、工程検査及び完了検査において、過失及び粗漏に起因する誤りが判明した場合、すみやかに再測、補測を乙の負担において実施するものとする。

(完了)

第 16 条 乙が作業完了後遅滞なく成果品に完成報告書を添えて提出し、検査に合格したときをもって業務の完了とする。

(守秘義務)

第 17 条 乙は、個人情報の取扱いについて、甲の定める条例に従うものとする。

2 乙は、本業務で知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。

3 乙は、業務上収集した情報を許可なく複写、加工し、庁外に持ち出してはならない。

4 本条は、業務完了後も適用する。

(成果品の帰属)

第 18 条 本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとする。乙は、甲の許可なく使用してはならない。

(疑義の解決)

第 19 条 本業務実施にあたり、本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

第 2 章 業務概要

(業務内容)

第 20 条 本業務は、国土調査法に基づく地籍調査測量作業を地上数値法により実施するものとする。

(作業工程)

第 21 条 本業務における作業工程は次の該当する項のとおりとする。

- (1) 地籍図根三角測量 (C 工程)
- (2) 地籍図根多角測量 (D 工程)
- (3) 一筆地調査 (E 1 工程：調査図素図作成)
- (4) 一筆地調査 (E 2 工程：一筆地立会)
- (5) 地籍細部測量 (F I 工程：細部図根測量)
- (6) 地籍細部測量 (F II - 1 工程：一筆地測量)
- (7) 地籍細部測量 (F II - 2 工程：原図作成・地籍図一覧図作成)
- (8) 地積測定 (G 工程)
- (9) 地籍図・地籍簿案作成 (H 1 工程)
- (10) 誤り訂正に伴う地図及び簿冊の修正 (H 3 工程)
- (11) 複図作成

(地籍図根三角測量)

第 22 条 本作業は、次の点を考慮のうえ実施するものとし、選点計画図については、

事前に甲及び県係官の承認を得るものとし、次の各号に掲げる点を考慮の上、作業するものとする。

- (1) 調査区域が与点等の最外周を直線で結んだ内側になるよう努める。
- (2) 網の構成は、基準点3点以上を使用し、与点間を努めて直線で結び、地形等の理由でやむを得ない場合でも、極端な迂回、又は蛇行する路線は避けるものとする。
- (3) 網は、A、H、X、Y型、又は、任意多角網による厳密網平均計算法とする。
- (4) 本作業は、トータルステーション又は、GPSを用いる多角測量方法とする。
- (5) 標石は、鉄線入コンクリート（10cm×10cm×70cm 以上）又は、硬質石材とし、直径2mm 以下の中心表示及び点名を明示し、滅失、破損等の防止及び後続の測量の容易化を図るため、保護石、保護柵、表示板を設置するものとする。また、埋石不可能な場所においては、金属標（φ75×90mm 以上）を設置するものとする。
- (6) 任意多角網による場合の厳密網平均計算プログラムについては、甲の承認を得なければならない。
- (7) 節点は、指定された標石を埋設するものとする。
- (8) 観測の制限等細部については、規定に準拠し実施するものとする。

（地籍図根多角測量）

第23条 本作業の計画はできる限り多角網を構成するように努め、選点計画網図を作成し、甲および県係官の承認を得るものとし、次の各号に掲げる点を考慮の上、作業するものとする。

- (1) 多角点の選点は、計画網図に基づいて精度、後続作業における利用又は標石保全等を考慮し、最も良好な位置に選点するものとする。
- (2) 測点間の距離は努めて等しくなるよう選点するものとし、地形の状況でやむを得ない場合であっても10m以下の距離は避けるものとする。
- (3) 標識は、鉄線入コンクリート又はプラスチック杭（7cm×7cm×60cm 以上）とし、重要なものは、監督員の指示を得て保護柵等を設置するものとする。また、埋石不可能な場所においては金属標（φ50×70mm以上）を設置するものとする。
- (4) 本作業における距離の測定は、トータルステーションによることを原則とする。
- (5) 原則として1次路線網は厳密網平均計算法とする。
- (6) 水平角、鉛直角の観測の方法及び観測値の制限、距離・標高の測定の方法及び測定値の制限、計算の単位及び計算値の制限は、規定に準拠し、実施するものとする。

（一筆地調査）

第24条 本作業は現地立会調査の準備（登記簿調査等）及びその通知、ならびに調査素図（500分の1）等作成するものとする。

- (1) 乙は、本調査委託業務のため、主任技術者（地籍主任調査員の資格保持者）を置

くものとする。

- (2) 乙は契約後、一筆地調査の作業予定表を作成し、甲に直ちに提出すること。
- (3) 乙は、調査実施にあたっては調査員に身分を示す証票を携帯させ関係人より請求があった時は、これを呈示しなければならない。
- (4) 筆毎の調査については、分筆経過等を事前調査し、調査票持参の上、現地にて境界確認調査を必要に応じて班編成(一班2名以上の体制)にて実施するものとする。
- (5) 境界確認作業について、事前に立会者名簿(日程表)を作成して立会人に通知し、地籍調査票に立会日・立会人氏名を記入の上、押印させるものとする。
- (6) 立会日等について、乙は甲と事前に十分打ち合わせを行い、効率的に作業を進めること。
- (7) 境界杭及び杭番号プレート(国土調査専用)は、甲の指示する物を使用すること。
- (8) 境界杭埋設に関して、プラスチック杭(4.5cm×4.5cm×45cm以上)を使用し、境界の交差する点についてのみ、プラスチック杭(7cm×7cm×60cm以上)を使用し、埋設すること。

(地籍細部測量)

第25条 本作業は、細部図根点測量及び一筆地測量の工程とし、次の各号に掲げる点を考慮の上、作業するものとする。

- (1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、トータルステーションを用いた放射法にすることができる。
- (2) 細部図根測量の結果に基づき数値図根点配置図を作成する。ただし、地籍図根多角点網図と兼用することができる。
- (3) 観測の制限等細部については、規定に準拠し、実施するものとする。
- (4) その他作業の制限等については、規定に準拠し、実施するものとする。

(原図作成)

第26条 原図は、仮作図を行い図形その他の事項に誤りがないことを確かめた後、地籍図の様式を定める省令(昭和61年総理府令第54号)に基づいて必要な事項を表示した上、次の各号に基づき、原図用紙に製図して作成するものとする。

- (1) 一筆地測量終了後電子計算機により、各筆界点の座標値を求めた結果データに基づき、精密自動図化機によって、地籍図原図を作成するものとする。
 - (2) 地籍図作成に用いる用紙は、ポリエステルベース(#300)とするが、甲と協議し、決定するものとする。
- 2 前項の作業終了後、筆界点番号図、筆界点成果簿及び地籍図一覧図を作成するものとする。
- 3 その他は、地籍調査作業規程準則運用基準(以下「準則運用基準」という。)第41

条及び地籍図の様式を定める省令を参照のこと。

(地籍明細図)

第 27 条 原図の一部について、当該部分に属する一筆地の状況が当該原図の縮尺では、所要の精度をもって表示されることが困難である場合には、当該部分について所要の精度を表示するに足る縮尺の地籍明細図を別に作成することができる。

2 その他は、準則運用基準第 42 条を参照のこと。

(地積測定)

第 28 条 地積測定は、電子計算機を使用し、現地座標法により行うものとする。

2 面積計算簿には、筆ごとに関係する筆界点番号を明示し、筆界点の座標値、筆界点間の計算辺長と方向角を併せて表示する。

3 その他は、準則運用基準第 54 条及び同第 55 条を参照のこと。

4 単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなることを点検するものとする。

5 地籍測定の結果は、地籍測定成果簿に取りまとめるものとする。

6 地籍測定簿における成果は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの千分の一未満の端数を四捨五入して表示するものとする。

(地籍簿案)

第 29 条 一筆地調査、地籍測量及び地積測定を終了したときは、地籍簿案を作成するものとする。

2 前項の地籍簿案は、地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿用紙に必要な事項を記載して作成するものとする。

3 地籍簿案における地積は、次の各号に掲げるところに従って表示するものとする。

(1) 宅地及び鉱泉地の地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートルの百聞の一未満の端数は、切り捨てる。

(2) 宅地及び鉱泉地以外の土地の地積は、平方メートルを単位とし、一平方メートル未満の端数は、切り捨てる。ただし、一筆の地積が十平方メートル未満のものについては、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。

4 その他は、地籍簿案の作成要領（昭和 49 年国土国第 3 号国土庁土地局長通達）に基づいて行うものとする。

(誤り訂正に伴う地図及び簿冊の訂正)

第 30 条 国土調査法第 17 条第 2 項の規定による手続きにより、申出に係る事実があると認めた土地について、乙は、現地において所有者と立会い、訂正箇所の測量を行った後、該当する全成果品の修正を行い、甲に納入するものとする。

(複図作成)

第 31 条 地籍図写は、次の各号に掲げるところに従って複製するものとする。

- (1) 地籍図と同一縮尺であること。
- (2) ひずみがなく、かつ、鮮明であること。
- (3) 十分な耐久性があること。

2 地籍図の複製においては、地籍図に変形を与える方法を用いてはならない。

(成果品)

第 32 条 本業務で納入する成果品は、次の該当する項のとおりとする。なお、成果品の様式等は、関係法令等による他、「地籍測量及び地積測定における記録及び成果の記載例」によるものとし、監督員の指示に従うものとする。

なお、提出部数については、指定のあるもの以外は 1 部とする。

(1) 地籍図根三角測量 (C 工程)

- ①基準点等成果簿写
- ②地籍図根三角點選点手簿
- ③地籍図根三角點選点図
- ④地籍図根三角測量観測計算諸簿
- ⑤地籍図根三角点網図
- ⑥地籍図根三角点成果簿
- ⑦精度管理表及び観測図
- ⑧地籍図根三角点座標電子データ (形式: SIMA・地籍フォーマット 2000) 2 枚

(2) 地籍図根多角測量 (D 工程)

- ①地籍図根多角點選点図
- ②地籍図根多角測量観測計算諸簿
- ③地籍図根多角点網図
- ④地籍図根多角点成果簿
- ⑤精度管理表
- ⑥地籍図根多角点座標電子データ (形式: SIMA・地籍フォーマット 2000) 2 枚

(3) 一筆地調査 (E 1 工程)

- ①一筆地調査図素図 5 部
- ②名寄帳 2 冊
- ③地籍調査票
- ④その他、監督員の指示するもの

(4) 一筆地調査 (E 2 工程)

- ①地籍調査票

- ②作業日誌
- ③立会処理簿
- ④その他、監督員の指示するもの
- (5) 地籍細部測量 (F I 工程)
 - ①細部図根測量観測計算諸簿
 - ②細部図根点配置図
 - ③細部図根点成果簿
 - ④精度管理表
 - ⑤地籍図根細部測量点座標電子データ (形式: SIMA・地籍フォーマット 2000) 2 枚
- (6) 地籍細部測量 (F II - I 工程)
 - ①一筆地測量観測計算諸簿
 - ②筆界点番号図
 - ③筆界点成果簿
 - ④筆界点成果等電子記録
 - ⑤精度管理表
 - ⑥地籍図根細部測量点座標電子データ (形式: SIMA・地籍フォーマット 2000) 2 枚
- (7) 地籍細部測量 (F II - 2 工程)
 - ①筆界点番号図
 - ②地籍図一覧図
 - ③地籍図原図
 - ④地籍明細図 (必要な場合)
- (8) 地積測定 (G 工程)
 - ①地積測定計算簿
 - ②地積測定成果簿
 - ③筆界点座標値等の電子データ
 - ④精度管理表
 - ⑤地籍図根細部測量点座標電子データ (形式: SIMA・地籍フォーマット 2000) 2 枚
- (9) 地籍図・地籍簿案作成 (H 1 工程)
 - ①地籍簿案 3 部 (電子記録データに含まれる場合、紙ベースは 1 部とする)
- (10) 誤り等訂正 (H 3 工程)
 - ①地籍簿 3 部
 - ②地籍図
- (11) 複図作成
 - ①地籍図複図 マイラー 2 部、紙 1 部
 - ②番号図 3 部
- (12) その他 (上記以外の提出書類)

- ①工程表
- ②検定証明書・検査成績表
- ③作業日誌
- ④班長検査及び主任技術者の点検成績表
- ⑤その他検査等に必要な関連資料については、甲の要望があった場合にすみやかに提出できるよう準備しておくこと。